# 鳥取県立博物館運転監視業務及び設備保全業務仕様書

この仕様書は、発注者(以下「甲」という。)が委託する「鳥取県立博物館運転監視業務及び設備保全業務」の仕様を示すものである。受注者(以下「乙」という。)は、本仕様書、関係法令を遵守し本業務を誠実に行うものとする。

#### 1 一般事項

- (1)業務名称 鳥取県立博物館運転監視業務及び設備保全業務
- (2)業務場所 鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館
- (3)業務概要 鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)において、電気・機械設備の運転・ 監視及び日常点検・保守管理(軽微な修繕を含む)等を行う。
- (4)業務期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5)業務仕様 本仕様書および国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 (令和5年版)による。

# 2 業務の範囲

#### (1) 対象業務

ア 通常業務

博物館の電気設備・機械設備・建築物等(以下「設備等」という。)の運転・監視及び保 守管理(日常・定期点検、保守、軽微な修繕を含む)業務を行う。

イ 緊急対応

設備等の緊急トラブルが発生した場合、原因を調査し必要な初期対応措置を行う。 業務時間外において博物館職員(警備員を含む)から異常連絡が入った場合も同様とする。

ウ 作業の補助等

甲の設備担当職員(以下「設備担当職員」という。)が行う業務の補助(作業の補助・技術支援・工事立会等)および甲が実施する企画展示等博物館作業の補助を行う。

(2) 対象業務の範囲外

別表「委託業務等一覧表」に示す業務は甲が別途契約する業務であり、本業務には含まない。 ただし、これらの業務や臨時に発生する修繕・工事において、設備担当職員から要請があった場合は、立会・調整・確認およびトラブル発生時の初期対応等を行うこと。

#### 3 業務の実施条件

# (1)業務体制

ア 業務責任者

乙は業務責任者を選任し、設備担当職員との連絡調整を行わせるものとする。

イ 現場常駐体制を組む技術員

乙は本業務を円滑に遂行するため、設備保全技術員(以下「技術員」という。) 1名を現場常駐させるものとする。休日確保のため2名以上で現場常駐体制を組むこと。

なお、業務責任者は技術員を兼ねることができる。

ウ 有資格者の選任

甲が選任し届出が必要な有資格者のうち、以下については乙に委託するものとし、乙の業務責任者または技術員から選任する。選任されたものは必要な管理・立会等選任有資格者としての業務を遂行すること。

(ア) 鳥取県立博物館における建築物環境衛生管理技術者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第6条に基づく特定建築物所有者等の建築物環境衛生管理技術者として選任する。

(イ) 鳥取県立博物館の屋内タンク貯蔵所(A重油)における危険物取扱者

鳥取県東部広域行政管理組合危険物の規制に関する規則(昭和53年規則第23号)第9条第2項に基づく製造所等の危険物取扱者として選任する。

屋内タンク貯蔵所から給油する少量危険物貯蔵所(A重油)についても含む。

エ 技術員の必要資格要件

ア〜ウの業務責任者、技術員、有資格者(以下「技術員等」という。)については、付表「技術員必要資格表」のとおりの資格要件を満たす者であること。

- オ 技術員配置計画書及び勤務表の提出
  - (ア) 乙は業務の実施に先立ち、業務に従事する技術員等の氏名、年齢を記載した技術員配置計画書(名簿)及び資格等の「写し」を甲に提出し承諾を得なければならない。技術員の病気、休暇、忌引等でも常駐業務が継続できるよう、臨時的に業務を遂行できる技術員も配置することが望ましい。
  - (イ) 毎月末までに翌月の勤務表を提出し甲の承諾を得なければならない。

#### (2) 勤務日及び勤務時間

ア 勤務日

年末年始(12月29日~1月3日)を除いた日とする。

- イ 勤務時間
- (ア) 通常日 (開館日・閉館日とも)

8時30分~17時30分(休憩1時間を含む)

- (イ) 開館延長日 (特別展示等により博物館開館時間が延長される日:年間12日程度) 8時30分~19時30分 (休憩1時間を含む)
- ウ 特別勤務

停電作業、冷暖房切替、休館日複数人作業(空調吹出口清掃、高所管球類交換、トイレ排気口清掃等)等の特別作業の際に、甲の要請により1名の技術員を追加で派遣すること。また、年末年始において、甲から特別展示等のための臨時対応(冷温水発生機による暖房)の要請があった場合、それに従うこと。(年間5日程度)

エ その他

上記ア~ウの他に、設備保守、災害、故障およびこれに伴う緊急的な対応が必要になり、 甲から時間外対応の要請があった場合は、それに従うこと。(年間12時間程度)

なお、ア〜エに係る経費・費用等については契約金額に含むものとするが、見込みの時間・ 日数と大きく乖離する場合は、別途協議するものとする。

(3) 施設等の利用

ア 控室として、博物館の地階監視室を使用することが出来る。

イ 構内駐車場は利用することが出来ない。

#### 4 技術員の服務等

- (1)技術員は、業務の実施に当たっては適正、安全かつ効率的に努めるとともに、博物館の運営 に支障がないよう配慮しなければならない。
- (2) 技術員は、現場常駐勤務中は定められた服装及び名札を着用し、技術員であることを明瞭にすると共に、業務に専念し、館内においては、職員及び来館者から常に信頼と安心を得られるよう努めなければならない。
- (3) 技術員は、建物、機器、備品、その他の破損または異常箇所を発見したときは、直ちに設備担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4)技術員は、博物館運営に支障がない範囲で省エネルギー、経費削減に努めなければならない。 (デマンド監視対応による最大需要電力の抑制、照明・空調の適正化等。)
- (5) 乙及び技術員は、業務上知り得た博物館の業務に関する事項を他人に漏らしてはならない。 その業務を終えた後またはその職を退いた後も同様とする。
- (6) 乙は、技術員等の作業従事者に労働安全衛生法に基づく安全教育などの措置を講じなければならない。
- (7)技術員は、業務遂行にあたっては、電気事業法、消防法、ビル管理法、労働安全衛生法、フロン排出抑制法等関連法令を遵守し、施設の安全と良好な環境保持に努めなければならない。

#### 5 技術員の交代

- (1)業務の円滑な遂行のために、技術員の交代は原則として認めない。ただし、本人の病気、退職等による特別な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 特別な理由により技術員を交代させる場合、乙は速やかに技術員の変更届を提出し、甲の承諾を得なければならない。
- (3) 技術員が円滑に業務遂行できるよう、会社として必要な支援体制を整備すること。また、乙は業務を遂行する技術員に対して必要な業務指導を行う事。

#### 6 業務の内容

(1) 電気設備保全業務

ア電灯・動力設備管理業務

- (ア) 開館前の共通部及び展示室等の巡回点検(毎日)
- (イ) 配電盤、分電盤類の点検、保守等電気保安業務の補助
- (ウ) 照明器具の管球類・安定器の取替(特殊なものを除く)
- (エ) 各種設備の異常警報等発生時における警報復旧及び点検、保守
- (オ) 子メーターの検針(毎月)
- (カ) 外灯タイマー校正・設定時間調整 (毎週)
- (キ)設備故障時の対応

# イ 受変電設備管理業務

- (ア) 設備の監視制御(毎日)
- (イ) 業務日誌の記録・チェック (毎日)
- (ウ) 設備の状況、環境、計器類の点検保守、デマンド監視対応
- (エ) 年次点検作業時(全館・部分停電作業)の補助
- (オ)親メーターの検針(毎月)
- ウ 発電設備管理業務
- (ア)機器の環境、計器類の点検・チェック
- (イ)機器の試運転(月1回)
- (ウ) 油タンク及び油配管の点検(月1回)
- エ 静止型電源設備(直流電源設備)管理業務 機器(充電器、蓄電池)の点検・チェック
- オ 電話交換設備管理業務 内線電話故障時の対応
- カ 電気時計設備管理業務 親・子時計点検・校正(年3回) 設備故障時の対応
- キ 映像・音響設備 (講堂) 機器故障時の対応
- ク 非常放送設備管理業務

設備故障時の対応

- ケ テレビ受信設備管理業務 設備故障時の対応
- コ 誘導支援設備管理業務
- (ア)機器の点検・動作チェック(毎月)
- (イ) 設備故障時の対応
- サ 監視カメラ・インターホン・LAN設備管理業務 設備故障時の対応
- シ 火災報知設備管理業務
- (ア) 火災報知設備等の状況監視
- (イ) 設備故障時の対応
- ス 自動扉設備管理業務
- (ア) 運転状況の監視
- (イ) 設備故障時の対応
- セ シャッター設備管理業務 設備故障時の対応
- ソ 展示室等における電気配線 企画展示等の電気配線布設及び撤去
- (2)機械設備管理業務
  - ア 熱源設備管理業務
  - (ア) 吸収式冷温水発生機・チラーの運転、停止、監視及び記録(毎日)
  - (イ) 冷温水ポンプの運転、監視(毎日)
  - (ウ) 冷暖房シーズンイン、オフのバルブ等切替
  - (エ) 冷却塔のシーズンイン、オフの清掃点検
  - (オ)油タンク及び油配管の点検(月1回)
  - イ 空調設備・換気設備管理業務
  - (ア) 中央監視制御装置による運転、停止、監視及び記録(毎日)
  - (イ) 展示室・収蔵庫等の設定温湿度監視・設定変更・調整
  - (ウ)展示室等の温湿度測定(現地)
  - (エ) 外気取り入れ量の調整
  - (オ) 加湿器の動作状況確認・調整
  - (カ)空調機、送排風機、パッケージエアコン(ファンコイルユニットを除く)のフィルター 交換・清掃(年3回)
  - (キ)軽微な修繕、調整 (Vベルト交換、給脂等)
  - (ク) フロン排出抑制法に基づく冷凍空調設備の簡易点検
  - ウ 中央監視装置・自動制御設備管理業務
  - (ア) 中央監視装置による機器類の運転及び操作(毎日)
  - (イ) 運転状況、警報関係等の監視 (毎日)
  - (ウ)業務日誌の記録・チェック(毎日)
  - 工 衛生設備管理業務
  - (ア)受水槽、高架水槽、ポンプ類、配管、水栓等給水設備の日常点検
  - (イ) 汚水槽、雑排水槽、雨水槽、ポンプ類等排水設備の日常点検
  - (ウ)親・子メーターの検針(毎月)
  - (エ)設備故障時の対応、軽微な修繕・調整(水栓類取替、電池交換、電極調整、雨水槽内異物撤去等)
  - オ 都市ガス設備
  - (ア) 湯沸器、ガス栓、ガス遮断弁、ガス漏れ感知器等ガス設備の日常点検

- (イ) 親・子メーターの検針(毎月)
- 力 消火設備管理業務
- (ア)屋内消火栓、ポンプ類、パッケージ型消火設備、消火器等消火設備の日常点検
- (イ) 二酸化炭素消火設備の日常点検
- キ 昇降機設備管理業務
- (ア) エレベータ運転状況の監視
- (イ) 段差解消機運転状況の監視 (毎月) 、給脂(年2回)
- (ウ) 設備故障時の対応
- (3) 建築物保全業務
  - ア 建築物、構造物、外構の日常点検、軽微な修繕対応
  - イ 雨水ドレン点検・清掃(屋上、地下駐車場)、雨水槽の流入口金網点検清掃
  - ウ 内装建具の軽微な修繕(床タイル破損部の補修、ドアクローザーの開閉速度調整 木製建具塗装剥離筒所の塗装等)
  - エ 雨漏り発生時の調査、初期対応
- (4) ビル管理法に基づく業務
  - ア 建築物環境衛生管理技術者の選任
  - イ 飲料水の残留塩素測定、ビル管理法に規定されている計画の立案並びに監督官庁への各種 届出の事務処理等

飲料水の残留塩素測定

測定方法:ビル管理法施行規則第4条の2による方法で7日以内毎に実施すること。 測定場所:地階警備員室、1階多目的便所、2階男子便所の3か所を標準とする。 (変更が必要な場合は詳細な位置決定は別途協議とする)

- (5) 消防法に基づく危険物(A重油)に係る業務
  - ア 屋内タンク貯蔵所および少量危険物貯蔵所における危険物取扱者の選任
  - イ A重油納入時に立会うこと(年20回程度)。オイルタンク及び油配管の点検を行うこと。
- (6) 共涌事項
  - ア 関係書類の整備

乙は、甲が指定する書式に従って、以下に示す業務関係書類を作成し、設備担当職員に報告 するものとする。

- (ア) 技術員配置計画書
- (イ) 業務計画書
- (ウ)業務報告書
- (エ)業務日誌・点検報告書
- (オ) その他管理上必要とする記録、報告、統計等
- イ 緊急対応

設備等の緊急トラブルが発生した場合、原因を調査し必要な初期対応措置を行う。

- (ア) 各種設備の故障・異常発報等が発生したときは、現場確認し設備担当職員に報告すると ともに、設備担当職員の指示により必要な措置を講ずる。
- (イ) 軽微な故障で応急対応が可能な場合は、修繕対応を行う(勤務時間外を含む)。
- ウ 作業の補助等

甲の設備担当職員が行う業務の補助(作業の補助・技術支援・工事立会等)および甲が実施する企画展示等博物館作業の補助を行う。

また、甲が別途契約する業務や臨時に発生する修繕・工事において、設備担当職員から要請があった場合は、立会・調整・確認およびトラブル発生時の初期対応等を行う。

- 工 防災業務支援
- (ア) 「鳥取県立博物館消防計画」を遵守し、自衛消防隊への参画並びに防災訓練への参加
- (イ)消防設備に異常が発生したとき、または館内に火災が発生したときは、設備担当職員と

連絡を密にとるとともに、速やかな措置をとること。

また、地階炭酸ガスボンベ室で二酸化炭素消火設備を作動できるよう、操作方法を習熟しておくこと。

- オ 管理用図面、設備台帳整備の補助
- カ その他設備担当職員の指示する業務

#### 7 経費の負担

- (1) 本業務に必要な測定器具、工具類等は乙の負担とする。 また、業務報告用のパソコン・プリンター式を控室(監視室)に配置すること。
- (2) 修理に必要な材料、部品、消耗品等は甲の負担とする。
- (3)貸与物件
  - ア 机、椅子、更衣ロッカー
  - イ 管理に必要な電話機
  - ウ 設備付属工具、添付品、予備品
  - 工 官公庁申請書類

#### 8 損害

業務の遂行に伴って発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に係る経費については、 乙の負担とする。

ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

#### 9 履行状況の評価

本業務の履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、業務の改善を指示するものとする。乙はその指示に従うこと。

#### 10 その他

- (1)本業務に関連する設備等の詳細は、別紙「鳥取県立博物館建築・設備概要書」及び甲が保 管している設計図書を参考とすること。
- (2) 技術員の通勤における駐車場については、乙の責任において確保すること。
- (3) 「鳥取県立博物館電気保安規程」を遵守すると共に、電気主任技術者の指示に従うこと。
- (4)業務の遂行に際しては、関係法令を遵守すること。
- (5) 乙は、業務期間の終了又は技術員の交代が発生した時は、甲の業務に支障をきたさないよう 必要な事項について十分な引継ぎを行わなければならない。また、引継ぎを円滑に行うため、 業務に必要な資料をまとめた業務マニュアルを令和9年2月28日までに作成し甲へ提出する こと。
- (6) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議 して定める。

# 技術員必要資格表

資格要件は以下のとおりとする。なお、資格要件を満たせば同じ者が兼ねて良い。

- ①業務責任者
  - ・下表の(ア)~(オ)のすべての要件を満たす者(1名)
- ②現場常駐体制を組む技術員
  - ・下表の(ア)(イ)及び(ウ)~(オ)のいずれかの要件を満たす者(2名以上)
- ③鳥取県立博物館における建築物環境衛生管理技術者 (ビル管理法第6条に基づく特定建築物所有者等の建築物環境衛生管理技術者への選任者)
  - ・下表の(ウ)を満たす者(1名)
- ④鳥取県立博物館の屋内タンク貯蔵所(A重油)における危険物取扱者 (鳥取県東部広域行政管理組合危険物の規制に関する規則(昭和53年規則第23号)第9条第2 項に基づく製造所等の危険物取扱者への選任者)
  - ・下表の(オ)を満たす者(1名)

| - 下衣の (4) を個にする (1石) |                                |        |      |                        |  |  |  |
|----------------------|--------------------------------|--------|------|------------------------|--|--|--|
| 資格要件                 |                                | ①業務責任者 | ②技術員 | ③ 環境衛生管理技術者 鳥取県立博物館建築物 | 金人。一个多种的人,但是一个多种的人,但是一个多种的人,但是一个多种的人,但是一个多种的人,但是一个多种的人,也是一个多种的人,也是一个多种的人,也是一个多种的人,也是一个多种的人,也是一个多种的人,也是 |  |  |
| (ア)                  | パソコンの基本操作(表計算ソフト               |        |      |                        |  |  |  |
|                      | (Microsoft-Excel に限る。)及びワープロソフ | •      | •    |                        |  |  |  |
|                      | ト(Microsoft-Wordに限る。)) ができること。 |        |      |                        |  |  |  |
| (イ)                  | 中央監視制御装置の運転について3年以上の           |        |      |                        |  |  |  |
|                      | 実務経験を有すること。                    |        |      |                        |  |  |  |
| (ウ)                  | 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受け           |        |      |                        |  |  |  |
|                      | ていること。                         |        |      |                        |  |  |  |
|                      | ※建築物における衛生的環境の確保に関する           |        |      |                        |  |  |  |
|                      | 法律(昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管      |        |      |                        |  |  |  |
|                      | 理法」という。)第7条第1項の規定による           |        |      |                        |  |  |  |
|                      | 建築物環境衛生管理技術者免状                 |        |      |                        |  |  |  |
| (工)                  | 電気工事士免状(第一種又は第二種)の交付を          |        | •    |                        |  |  |  |
|                      | 受けていること。                       |        | いずれ  |                        |  |  |  |
|                      | ※電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第     | •      | か1つ  |                        |  |  |  |
|                      | 4条第1項の第一種電気工事士免状又は第            |        | 以上   |                        |  |  |  |
|                      | 二種電気工事士免状                      |        |      |                        |  |  |  |
| (オ)                  | 危険物取扱者免状 (甲種または乙種4類) の交        |        |      |                        |  |  |  |
|                      | 付を受けていること。                     |        |      |                        |  |  |  |
|                      | ※消防法第 13 条の 2 第 1 項の危険物取扱者免    | •      |      |                        | •  |  |  |
|                      | 状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危           |        |      |                        |  |  |  |
|                      | 険物取扱者免状 (第4類に限る。)              |        |      |                        |  |  |  |

# 委託業務等一覧表

次に掲げる保守点検、法定点検、試験等業務は本業務に含まない。 (別途契約業務)

|    | 委託業務名称             | 備考  |
|----|--------------------|---|
| 1  | エレベーター保守点検業務       |   |
| 2  | 冷温水発生機保守点検業務       |   |
| 3  | 冷温水発生機ばい煙測定業務      |   |
| 4  | 空気環境測定業務           |   |
| 5  | 貯水槽点検清掃業務          |   |
| 6  | 電話設備保守点検業務         |   |
| 7  | 空調自動制御機器保守点検業務     |   |
| 8  | 消防用設備保守点検業務        |   |
| 9  | 自動ドア保守点検業務         |   |
| 10 | 段差解消機の保守点検業務       |   |
| 11 | 非常用自家発電設備保守点検業務    |   |
| 12 | 自家用電気工作物定期試験点検業務   |   |
| 13 | 直流電源装置点検業務         |   |
| 14 | シャッター保守点検業務        |   |
| 15 | 空気調和設備保守点検業務       |   |
| 16 | チリングユニットフロン漏えい点検業務 | 3年に1回   |
| 17 | 屋外広告物定期点検業務        | 2年に1回   |
| 18 | 建築物定期点検業務          | 建築基準法12条点検、3年に1回  |
| 19 | 建築設備定期点検業務         | 建築基準法12条点検  |
| 20 | 防火設備定期点検業務         | 建築基準法12条点検  |
| 21 | 清掃業務               | 汚水槽・雑排水槽の点検清掃(年2回)<br>、ファンコイルユニットのフィルター<br>清掃、ねずみ等調査、等を含む |

# 鳥取県立博物館 建築·設備概要書

令和6年12月 鳥取県立博物館総務課

# 1 敷地及び建築物の概要

- (1) 建物名称 鳥取県立博物館
- (2) 所 在 地 鳥取県鳥取市東町二丁目124番地
- (3) 地域地区都市計画区域の内外・・・内

市街化区域の内外・・・内

用途地域・・・第一種住居地域(国指定 史跡 鳥取城跡附太閤ヶ平指定地内) 防火地域等の内外・・・外 (防火指定なし)

指定建蔽率 60%、指定容積率 200%

- (4)用 途 博物館
- (5) 敷 地 面 積 14,227.96 ㎡
- (6) 建築面積 3,575.823 m²(主建物3,537.573 m²、屋外倉庫38.25 m²)
- (7) 延 床 面 積 9,699.185 m (主建物 9,660.935 m 、屋外倉庫 38.25 m)
- (8)竣 工 昭和 45 年 10 月着工、昭和 47 年 5 月竣工 昭和 47 年 10 月 1 日開館
- (9) 規 模 地下1階、地上3階、塔屋1階 高さ SGL+14.5m
- (10) 構 造 種 別 鉄筋コンクリート造(2・3・RFL:PC版)基礎 直接基礎、杭基礎(PC杭)
- (11) 構造形式 耐震壁付きラーメン構造
- (12) 屋 上 防 水 改質アスファルト露出防水接着工法、一部ウレタン系塗膜防水
- (13) 外 装 コンクリート化粧打放し 塗り仕上げ外壁塗装
- (14) 外 部 建 具 アルミ製窓・扉、鋼製窓・扉、手動式シャッター3台、等
- (15) 内 部 建 具 自動扉(引分2台、折戸1台)、電動式重量シャッター8台、 手動式シャッター17台、電動ロールスクリーン、鋼製・木製扉、等

# 2 電気設備の概要

(1)受変電設備 三相3線式6.6kV 屋内開放型

契約電力 282kW(R6.11 時点) 契約設備電力 439kW

(2) 発 電 設 備 非常用自家発電装置1台

三相 3 線式 6.6kV 250kVA 空気始動水冷式

原動機:クボタ製ディーゼル (A重油)、発電機:明電舎製

- (3) 静止型電源設備 直流電源装置 DC100V200Ah 1 面、DC24V50Ah 1 面
- (4) 電 灯 設 備 単相3線式210V/105V 非常用照明(電源別置型)
- (5)動力設備三相3線式440V,210V
- (7) 火災報知設備 受信機P型1級、副受信機1台、感知器、発信機、誘導灯·誘導標識等

# 3 機械設備の概要

(1) 空気調和設備 熱源設備

吸収式冷温水発生機(A重油焚き)150USRT 2 台 空冷ヒートポンプチラー40HP 1 台(冷 118kW) 開放式冷却塔 1 台、冷却水ポンプ 2 台、冷水ポンプ 6 台、 温水ポンプ 3 台、オイルギヤポンプ 2 台、発電機冷却水ポンプ 1 台、 ヘッダー 4 台、蓄熱槽(概算 600 ㎡)、膨張タンク(500L) 1 基、 屋内タンク貯蔵所(A重油 12,000L 1 基)、少量危険物貯蔵所(A重油サービスタンク熱源用 500L・発電機用 1,000L 各 1 基)、オイルポンプ 2 台 空調設備

空気調和機 15 台 (加湿器付)、レターンファン 3 台、ファンコイルユニット 57 台、補給水槽 (270L) 1 基、パッケージエアコン 1 台、ルームエアコン 2 台

- (2) 換 気 設 備 大型ファン2台、排気ファン6台、天井扇・有圧扇等
- (3) 自動制御設備 大型中央監視盤1面、中央監視装置1面、自動制御盤7面、 リモート盤1面、自動制御機器1式、警報盤等
- (4) 衛 生 設 備 給水設備

受水槽 RC 製 30  $\,\mathrm{m}^3$ 、高架水槽 FRP 製 6  $\,\mathrm{m}^3$ 、揚水ポンプ 2 台 排水設備

汚水排水ポンプ2台、雨水排水ポンプ3台、雑排水ポンプ4台 ガス設備(都市ガス)

湯沸器4台

(5)消火 設備 屋内消火栓設備

消火ポンプ1台、屋内消火栓12組、パッケージ型消火設備2組 二酸化炭素消火設備1式(11系統 50kg×112本)

(6) 昇降機設備 エレベータ2基

人荷用 ロープ式機械室有り、定員 59 名、積載荷重 3,900kg 乗 用 ロープ式機械室無し、定員 11 名、積載荷重 750 kg 段差解消機 2 台

# 4 その他参考

(1)建築基準法

特定建築物(博物館·床面積 2,000 ㎡以上)

- (2)建築物の耐震改修の促進に関する法律要緊急安全確認大規模建物(既存耐震不適格)
- (3)消防法

防火対象物の用途 第8項 (博物館) 非特定防火対象物だが防火管理は義務 (収容人員 50 人以上) 防災管理対象物には当たらない

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 特定建築物(博物館・床面積3,000m2以上)









